

令和7年度介護施設等外国人留学生支援事業 質疑応答集

問1 本事業においてマッチングの成立した留学生が県内日本語学校及び介護福祉士養成施設に通学する間、原則、受入施設においてアルバイトを行うとあるが、介護施設等の所在地が学校から遠方の場合、留学生の介護施設等でのアルバイトは不可能である。

留学生の受入介護施設等でのアルバイトに係る例外及び例外が適用される条件は何か。

(回答)

- ・ 介護施設等でのアルバイトについては、留学生が支援を受けた介護施設等で就労を開始する前から、留学生と介護施設等との円滑なコミュニケーションを構築いただくことを目的に原則としていることから、各介護施設等及び留学生の状況に応じて、柔軟に対応いただいて構わない。
- ・ 受入施設が留学生の通う学校、留学生が学校に通う間の居住地から遠方にあるためアルバイトが困難な場合、留学生が学校のカリキュラム等を勘案して受入施設でのアルバイトを行う時間を確保することが困難な場合等、介護施設等または留学生のいずれか、あるいはその両方において、受入施設でのアルバイトが困難という認識があり、双方が了解した場合には、長期休暇中にアルバイトを行う、同じ法人の別の施設でアルバイトを行う、または学校や居住地の近隣で業種問わずアルバイトを行うという対応で構わない。
- ・ 但し、学校や居住地の近隣で業種問わずアルバイトを行うこととなり、支援を受けた介護施設等で就労を開始するまでにアルバイト等を行う機会がないという場合には、留学生と介護施設等との間で、就労開始前から良好な関係を構築いただくという観点から、本事業による留学生への支援の開始後から就労するまでの間、何らかの形で施設と留学生が定期的にコミュニケーションを取る機会を確保することが望ましいと考える。

問 2 既に、県内介護施設等が独自に奨学金を給付し、県内日本語学校又は県内介護福祉士養成施設に在学中の留学生は、本事業への応募の対象とはならないのか。

(回答)

- ・ 本事業は、すそ野を広げるという趣旨で、本事業を通じて新たに介護分野へ興味を持つ人材を増やしていくことを目標としており、また、既に介護福祉士養成施設へ通っている留学生も対象とした場合、受入施設が助成しなければならない金額に差が生じることとなるため、県内介護施設等から奨学金の給付を受けている留学生のうち、現在介護福祉士養成施設に在学中の留学生については、本事業の対象外とする。
- ・ 県内介護施設等から奨学金の給付を受けている留学生のうち、現在県内日本語学校に在学中の留学生については、以下の要件の下、対象とする。
 - * 介護施設等独自の奨学金プログラムからは離脱し、令和7年4月以降の学費・居住費の支援については、本事業においてマッチングが成立した介護施設等からの支援を受ける。
 - * 当該留学生が、本事業において介護施設等とのマッチングが成立した時点において、既に令和7年4月以降の学費・居住費の給付を県内介護施設等から受けていた場合、
 - 既に給付を行った介護施設等とのマッチングが成立した場合には、令和7年4月以降の学費・居住費の支援については、本事業に基づいて行ったものとみなす。
 - マッチングが成立した介護施設等と、既に給付を行った介護施設等が異なる場合は、既に給付がされた令和7年4月以降の学費・居住費については、既に給付を行った介護施設等へ返還の上、マッチングが成立した介護施設等から改めて給付を受けることとする。

問 3 現在、在留資格「技能実習」で県内在住の外国人は応募可能か。

(回答)

- ・ 技能実習制度は、「技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力すること」を目的とした制度で、技能実習生は、技能実習終了後に、母国へ帰国し、習得した技能を発揮することが想定されていることを鑑み、技能実習生として県内に在住されている外国人の方が、実習期間中ないしは実習を終えた後に一度も帰国していない状況で本事業へ応募することは困難と考える。

問 4 本事業に参加する留学生が通う介護福祉士養成施設は、鹿児島県内の養成施設でなければいけないか。

(回答)

- ・ 本事業において、留学生が通う学校は、県内日本語学校及び県内介護福祉士養成施設となる。

問 5 本事業で支援を行った留学生が、介護福祉士養成施設を卒業し、就労を開始する段階、又は就労後すぐに、マッチングの成立した介護施設等とは別の県内他施設等へ就職・転職することがあり得るのではないか。

(回答)

- ・ 本事業に参加した留学生が、マッチングの成立した介護施設等へ就職するよう、マッチング成立時点において、介護施設等と留学生との間で協定書を締結することとしている。
- ・ 協定書については、県から応募のあった介護施設等へひな型を提供する予定としており、その中で、「留学生の役割及び責務」として、「日本の在留資格「介護」を取得し、受入施設に就労することを目的に、学習に励むものとする。」としている。

問 6 就労 1 年目の給与について、250万円以上とされているが、
① 時間外手当等を含めて250万円以上という理解で良いか。
② 250万円は、日本人職員よりも高い金額となる場合もあるが、本事業の参加における必須条件か。

(回答)

- ・ 就労 1 年目の給与については、基本年収（基本給から税、保険料等を控除する前の金額で、時間外手当、夜勤手当を除く。）について250万円をお願いするものである。
- ・ 本要件については、同様の事業を行っている他都道府県の例を参考に設定しているものであり、事業参加における必須条件である。

問 7 留学生が途中離脱した場合に、既に支援した学費等の取扱いの考え方の中で、「原因が学校にあることが明らかな場合、介護施設等の留学生への助成の全額を介護施設等へ返還する」とあるが、これは、具体的にどのようなことが想定されるか。

(回答)

- ・ ハラスメント等を想定した記載とはなっているが、各学校が通常行っている教育の提供や留学生の受入れをこれまでどおりに行っていただければ、そのようなことは生じないであろうと考えている。

問 8 当法人では、技能実習生や介護福祉士を目指す留学生の受入れ実績があるものの、本事業の対象となっている「介護保険法に規定する…のいずれか」に該当しないため、応募の対象外となっている。
応募対象施設等について見直すお考えはないか。

(回答)

- ・ 当該事業は、「地域医療介護総合確保基金」を活用した事業であることを踏まえ、介護保険法上の施設種別で外国人技能実習生の受け入れが可能な施設のうち、入所型の施設を対象として設定していることから、応募対象施設等については、現在設定しているとおり、介護保険法に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護（外部利用型は除く。）、認知症対応型入居者生活介護のいずれかとする。
- ・ なお、地域医療介護総合確保基金の概要については、[こちら](#)を御参照ください。